

常滑市告示第23号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項及び第49条の7第2項の規定に基づき、次のとおり指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を取り消したので、同法第49条の6第2項及び第49条の7第2項の規定により告示する。

令和8年6月1日

常滑市長 伊藤辰矢

1 指定を取り消した指定緊急避難場所

名称	所在地
青海こども園園庭	金山字油手6番地

2 指定を取り消した指定避難所

名称	所在地
青海こども園	金山字油手6番地

3 指定を取り消した日

令和8年6月1日